

農地中間管理事業の推進に 関する基本方針

平成26年3月
沖縄県

目 次

	ページ
第1 農地中間管理事業の推進に関する基本的な方向	1
第2 農用地の利用の効率化及び高度化の促進に関する目標	3
第3 農地中間管理事業の実施方法に関する基本的な事項	4
第4 農地中間管理事業に関する啓発普及	4
第5 市町村及び関係団体等との連携及び協力	4

はじめに

わが国の担い手への農地の集積は、農政における長年の課題であり、農地の集積・流動化に向けた取組は、沖縄県においても復帰以降取り組まれてきた政策課題である。

このような折、平成 25 年 12 月 5 日に「農地中間管理事業の推進に関する法律」及び「農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律」が成立した。

この二つの法律は、我が国農業の構造改革を推進するため、農地利用の集積・集約化を行う農地中間管理機構を都道府県段階に創設し、農地中間管理機構の設立にあわせ、遊休農地解消措置の改善、青年等の就農促進策の強化、農業法人に対する投資の円滑化等を講じることを目的としている。

これをうけて沖縄県においても、平成 26 年度より農地中間管理事業を推進する計画にあり、それに先立ち農地中間管理事業の推進に関する法律第三条第一項に基づきこの基本方針を定めるものである。

第 1 農地中間管理事業の推進に関する基本的な方向

沖縄県の農業は、復帰後、農業生産基盤の整備を始め、ウリミバエ根絶など各種の条件整備が着実に進み、亜熱帯の地域特性を活かして、さとうきび、野菜、花き、果樹、肉用牛等の生産が多様に展開され、国内供給基地として一定の評価を得るとともに、県土の保全等多面的な機能を通して、地域経済・社会の発展に大きな役割を果たしてきた。

地域別にみると、丘陵地の多い沖縄本島北部地域は花き、野菜、さとうきび、果樹、肉用牛等、比較的平坦な沖縄本島中部地域及び南部地域は野菜、さとうきび、果樹、花き、酪農等、また、平坦地の広がる宮古地域はさとうきび、葉たばこ、野菜、果樹、肉用牛等を、多様な土地条件を有する八重山地域はさとうきび、野菜、水稻、果樹、肉用牛等、地域の実情に即した農業が展開されている。

しかしながら、沖縄県の農業は、本土に比べ台風、干ばつ等厳しい自然条件、離島性、市場遠隔性等の制約条件に加え、かんがい施設等の農業生産基盤整備の遅れ等により、生産が不安定で、生産性も依然として低い状況にある。

沖縄県の農業構造については、復帰後の高度経済成長による公共投資の集中・拡大に伴い、多くの労働力が農外に流出し、兼業化が進展した。その後、経済が高度成長から安定成長に移行する中、農業見直しの気運が高まり、さとうきびを中心とした土地利用型作物から野菜及び花き等を中心とした園芸作物への転換が図られてきた。

農家数及び農家人口については、依然として減少傾向が続いており、新規就農者の確保が厳しいなか、農業就業者の高齢化とも相まって、農業労働力の弱体化が大きな課題となっている。

耕地については、復帰以降、生産基盤整備の進展により平成2年には約4万7千ヘクタールまで増加したが、その後は都市化の進展、農業就業者の減少、放棄地の増加などにより耕地面積は減少傾向にある。特に沖縄本島北部地域では、不在地主等の問題がこれに加わり、一層高い比率で農地の遊休化がみられ、農用地の利用集積を図る上で障害となっている。

このような問題に対処し、沖縄県の農業・農村の持続的発展を得るためには、効率かつ安定的な経営を目指す認定農業者等の担い手を確保することが急務であり、農業経営の基盤である農地の集積・集約化を加速する必要がある。

このため、沖縄県においては、農業経営の規模の拡大、耕作の事業に供される農用地の集団化、新たに農業経営を営もうとする者の参入による農用地の利用の効率化及び高度化を促進し、もって沖縄県の農業の生産性の向上に資することを目的に、農地中間管理事業を推進する。

また、農地中間管理事業を実施する農地中間管理機構を指定し、認定農業者、基本構想水準到達者、認定就農者等の担い手への農地集積・集約化と耕作放棄地の発生防止・解消を推進する中核的な事業体として位置づけ、市町村、農業委員会等関係機関との連携のもと、最大限に活用する。

農地中間管理事業の推進にあたっては、消費者ニーズに対応したおきなわブランドの確立、戦略品目等拠点産地の育成、新技術の開発・普及、流通体制の整備等国際化時代に対応した生産性の高い亜熱帯性気候の特色を活かした農業の確立に資するよう努めるものとする。

また、沖縄県の農村地域の秩序ある土地利用の実現に資するため、市町村の農業振興地域整備計画との調和を図るものとする。

さらに、地域農業の中心となる担い手の明確化と農地利用のあり方について、地域が主体となって協議・検討を重ね作成された「人・農地プラン」と連動させることで、プランにおいて中心経営体として位置づけられた担い手への農地集積・集約化及び新規就農者の営農定着支援等を推進し、地域農業の安定的な発展に寄与していくことに努めるものとする。

第2 農用地の利用の効率化及び高度化の促進に関する目標

農地中間管理事業の推進にあたり、本県における農地中間管理事業の目標、推進体制等基本的な考え方については、以下のとおり定める。

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する農用地の面積の目標

	現在	概ね10年後（平成35年度）
耕地面積（①）	38,800 ha	38,800 ha
うち担い手が利用する面積（②）	9,239 ha	21,728 ha
○認定農業者	1,491 経営体	3,000 経営体
うち個人	1,314 経営体	2,500 経営体
うち法人	177 経営体	500 経営体
○集落営農	6 組織	11 組織
○認定就農者	343 組織	750 組織
○その他	1,125 経営体	1,190 経営体
	(3,935 経営体)	(4,000 経営体)
②／①	23.8%	56%

※ 耕地面積；平成25年耕地面積（7月15日現在）農林水産省公表

※ 認定農業者の経営体数；認定農業者等の認定状況（平成25年3月末現在）農林水産省公表

※ 集落営農の経営体数；平成25年集落営農実態調査（平成25年2月1日現在）農林水産省公表

※ 認定就農者；平成26年3月25日現在までに就農認定を受けた者

※ その他；基本構想水準到達者、特定農業法人、特定農業団体、基幹作業受託者（法人等）とする（括弧書きは今後育成すべき農業者を含む）

2 1以外の農地中間管理事業の推進により達成しようとする農用地の利用の効率化及び高度化の促進に関する目標

	現在（平成24年度）	概ね10年後（平成35年度）
各担い手の利用する団地（連続して作業ができる圃場）の平均面積	—	2～3倍程度
遊休農地面積	2,917 ha	1,432 ha
うち 再生可能	2,239 ha	1,239 ha
うち 再生不能	678 ha	193 ha

※ 各担い手の利用する団地の平均面積は機構が貸付を行っている農業者のデータで把握するものとする。

※ 遊休農地面積：平成24年の都道府県別の荒廃農地面積（平成24年1月～平成25年12月）農林水産省公表（うち「再生可能」は、「再生利用可能な荒廃農地」、「再生不能」は「再生利用が困難と見込まれる荒廃農地」として把握される面積）

第3 農地中間管理事業の実施方法に関する基本的な事項

1 農地中間管理事業の実施体制

機構における農地中間管理事業の実施体制は、主たる事務所に専任の職員を配置することとし、必要がある際は地域の市町村等と農地中間管理機構との間の業務の円滑化・推進にあたる「駐在員」を配置する。

2 農地中間管理事業を重点的に実施する市町村

適切な「人・農地プラン」への取り組みがされ、地域ぐるみで流動化を進めようという機運が生じている区域など、農地中間管理事業が効率的かつ効果的に実施され、農用地の利用の効率化及び高度化を促進する効果が高いと見込まれる市町村を重点市町村とする。なお、「人・農地プラン」の取り組みがされていない地域についても、実施地域として除外するものではない。

3 市町村への業務委託及び農用地利用配分計画の作成

農地中間管理機構から全ての市町村（農業委員会を含む）に、その同意を得て業務委託出来るものとし、農用地利用配分計画の案の作成を求めることを基本とする。

4 その他組織に対する業務委託

農業協同組合、土地改良区、民間企業等については、その能力・実績等からみて、委託された業務を適切に行えると認められる場合に委託を認めることとする。

第4 農地中間管理事業に関する啓発普及

地域農業マスタープラン、「人・農地プラン」の作成と見直しのプロセスにおいて、地域の農業者及び関係者に機構の活用方法等について、周知徹底を図り、農地の貸借について、機構を活用することを第一とするよう醸成していく。

第5 市町村及び関係団体等との連携及び協力

県及び機構は、農地中間管理事業の実施にあたり、市町村、農業会議、農業協同組合、土地改良区、沖縄振興開発金融公庫等から成る連携・協力会議を設け、密接な連携・協力の下事業を推進する。